

## 平成30・31年度青森県建設工事競争入札参加資格審査（定期の資格審査）における発注者別評価点（「青森県健康経営認定制度」「あおり働き方改革推進企業認証制度」）の取扱いについて

平成29年度に青森県健康福祉部が新たに開始した「青森県健康経営認定制度」「あおり働き方改革推進企業認証制度」については、申請者（事業者）にあっては申請の準備、認定者及び認証者（青森県健康福祉部）にあっては審査及び認定又は認証に時間を要する状況を考慮し、平成30・31年度の定期の資格審査においては、

「平成30年2月1日（資格審査の審査基準日）までに、青森県健康福祉部が申請を受付し、その後、同申請に基づく認定又は認証を受けた者」

について、加点対象とすることとしました。

このため、平成30年2月2日以降に青森県健康福祉部が申請を受付し、その後に認定又は認証を受けた場合は、平成30・31年度の定期の資格審査においては加点対象となりませんので、ご注意ください（平成31年に行う、「再度の資格審査」においては加点対象となります。）。